

道スポ協第1074号
令和3年7月14日

各管内スポーツ少年団連絡協議会会長 様
各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人北海道スポーツ協会
北海道スポーツ少年団
本部長 生島典明
(職 印 省 略)

まん延防止等重点措置解除後におけるスポーツ少年団活動の留意事項について（依頼）

平素より本道のスポーツ少年団活動に対し、種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

北海道では、7月11日に新型コロナウイルス感染症における「まん延防止等重点措置」が解除され、徐々に学校活動も再開されておりますが、別添のとおり北海道教育庁及び北海道環境生活部から感染症対策の徹底について、それぞれ通知がありましたのでお知らせするとともに、以下の事項について、貴管下関係団体等へご周知いただき、引き続き、少年団の活動にあたっては感染症対策にご留意くださいますようお願い致します。

記

1. 札幌市の少年団活動は当該期間におきましては、部活動の取扱いにあわせて、活動を厳選（時間、人数、場所等）して、感染防止対策を徹底の上で実施し、これによりがたい場合は休止を検討いただくようお願い致します。
2. 札幌市以外の少年団活動につきましても、感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、活動にあたっては競技別の感染症対策に十分留意していただくことをお願い致します。
3. 同封書類
 - (1) 大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について（北海道教育庁学校教育局）
 - (2) 「北海道における夏の再拡大防止特別対策」の実施を踏まえた感染症対策の徹底について（北海道環境生活部）
 - (3) スポーツ活動での感染リスクが高い場面～過去の感染事例から～（北海道環境生活部）

公益財団法人北海道スポーツ協会
生涯スポーツ課 担当：小杉
TEL：(011) 820-1706 FAX：(011) 833-0705
E-mail：h-kosugi@hokkaido-sports.or.jp



教 健 体 第 3 9 4 号

令和3年(2021年)7月9日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について
(通知)

このことについて、令和3年(2021年)6月18日付け教健体第324号で通知したところですが、国による「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域の解除に伴い、別紙を改訂しましたので、通知します。

つきましては、別紙に基づき、適切に対応願います。

また、各市町村教育委員会においては、貴所管の学校に周知願います。

高 校 教 育 課
義 務 教 育 課
特 別 支 援 教 育 課
健 康 ・ 体 育 課
教 職 員 課

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について

(2021. 07. 12改訂)

令和3年7月9日

北海道教育庁

1 部活動の基本的な考え方

石狩管内の道立学校の部活動については、活動を**厳選**し感染症対策を徹底した上で練習を行うこと。なお、**厳選**した練習とは、例えば感染症対策に配慮した活動時間や参加人数の削減、活動内容の工夫等を示す。

また、石狩管内の道立学校以外の学校については、感染症対策を徹底した上で実施すること。

2 大会等参加前

(1) 全道大会及び全国大会等への参加や他管内での泊を伴う活動及び対外試合(以下「大会等」という。)については、校長は大会等に参加する日から起算して5～7日前に学校保健委員会を開催し、大会等参加に当たっての感染症対策を協議するとともに、生徒が毎日報告している直近2週間分の健康観察(体温・体調、行動等入力フォーム等)の内容を確認し、必要に応じて学校医にも相談した上で、健康面で不安のある選手及びその家族に対し、医療機関の受診(→PCR検査等)を促すなどの対策を行うこと(引率者についても、同様の対応を行うこと)。また、新型コロナウイルス感染症が学校が所在する地域でまん延する状況にある場合や、学校保健委員会開催日から起算して2週間以内に校内で生徒や教職員等の感染事例がある場合は、特に感染症対策の徹底を図ること。

なお、道立学校においては、当該健康観察(体温・体調、行動等入力フォーム等)を全道大会等参加の2日前に所管の教育局へ提出し、情報を共有すること。市町村立学校においては、当該市町村教育委員会に提出するなど情報共有を図る体制づくりに努めること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の生徒及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は参加させないこと。
- (3) 参加者は、主催者が作成した健康観察カード等に、体温、体調等を正確に記録するとともに、毎日、部活動の顧問等が確認すること。
- (4) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- (5) 全道大会など、他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。
- (6) 大会等参加に当たっては、保護者に主催者や部活動の感染症対策を確認した上で、承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。
- (7) 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。
- (8) 全道大会等出場に係る壮行会や報告会、応援活動はオンラインや校内放送等を活用することとし、校内外を問わず集合する行事は行わないこと。

3 大会等期間中

- (1) 毎日、引率者等が参加者の体温、体調等を確認するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- (2) 大会等の期間は、主催者の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。
- (3) 熱中症に留意しながら、支障のない限りマスクを着用すること。
- (4) 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときは必ずマスクを着用すること。
- (5) 更衣室では、会話を控えるとともに、人数や時間を制限するなど密を回避すること。
- (6) 会場に入る前は、主催者による検温、手指消毒等を徹底すること。
- (7) 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出は控えること。
- (8) 試合の場面以外では、マスクを着用し、他校の生徒との接触を控えること。
- (9) 保護者等の試合観戦については、主催者の指示等を遵守するよう予め伝えておくこと。

4 大会等終了後

- (1) 開催地の感染状況を踏まえ、生徒は3日間程度休養したり、医療機関や民間検査機関等のPCR検査を活用したりするなど、感染拡大防止に努めること。
引率者等の教職員は、帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。なお、道立学校においては、この間において、校長が校務の運営に支障がないと認める場合には、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」第2条第6号に定める「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務の対象とするものとし、その承認に当たっては、教職員課への協議を不要とすること。また、市町村立学校においては、道立学校の例を参考に適切に対応すること。
- (2) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。



スポーツ第358号
令和3年(2021年)7月13日

公益財団法人 北海道スポーツ協会 会長 様

北海道環境生活部長

「北海道における夏の再拡大防止特別対策」の実施を踏まえた感染症対策の徹底について（依頼）

日頃より本道のスポーツ行政の推進につきまして、多大なご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北海道における新型コロナウイルス感染症対策について、7月11日をもって、札幌市内を措置区域とする「まん延防止等重点措置期間」が終了しましたが、道では、7月12日（月）から8月22日（日）までの取扱いとして、別添のとおり「夏の再拡大防止特別対策」を決定したところです。

この中で特に部活動に関して、札幌市内では、7月25日（日）までは活動を厳選（時間、人数、場所等）して、感染防止対策を徹底して実施することとし、これによりがたい場合は休止が要請され、その他の市町村（札幌市の7月26日（月）以降）においても、感染防止対策を徹底して活動を行うことが要請されています。

つきましては、この趣旨を踏まえ、あらためて新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、関係団体等への周知のご協力をお願いします。

なお、参考資料として、過去の感染事例を踏まえて作成した、スポーツ活動での新型コロナウイルスの感染リスクが高い場面の資料を添付しますので、活用について併せて周知くださいますようお願いいたします。

スポーツ局スポーツ振興課スポーツ振興係 担 当 黒田 電 話 011-204-5209 E-mail kuroda.katsumi@pref.hokkaido.lg.jp
--

夏の再拡大防止特別対策

～大型連休、お盆など、夏休みシーズンにおける
帰省や旅行等の活発化を見据えた対策～

令和3年7月9日

北海道

夏の再拡大防止特別対策

大型連休、お盆など夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化を見据え、リバウンドの防止と段階的緩和の観点から特別対策を講じる。
また、ワクチンについては、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあることから、希望する方への接種が円滑に進むよう、関係機関と連携し取り組む。

対象地域	全道域
------	-----

期間	令和3年7月12日(月)～8月22日(日)
----	-----------------------

本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

重点地域	札幌市
------	-----

期間	令和3年7月12日(月)～7月25日(日)
----	-----------------------

※ 重点地域としての要請・協力依頼については、原則として期間の満了により終了する(全道域と同様の対策に移行)が、新規感染者数が人口10万人当たり15人に近づくなど、感染の増加が見られる場合には、対策の延長を含め強い措置を講じる。

全道域
(札幌市を除く)

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

全道域

要請内容

(日常生活において)

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急※の往来は控える。(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、往来を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。特に発熱等の症状がある場合は、移動を控えてください。

※また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

- ◆その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるなど慎重に行動する。(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

- ◆来道を検討されている方は、基本的な感染防止対策を徹底し、その上で、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。(協力依頼)

※国では、夏休み期間中、羽田空港、伊丹空港等から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を行う予定。

要請内容

(特に飲食の際は)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。

(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。

(特措法第24条第9項)

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。

(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。(「黙食 ～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)

(特措法第24条第9項)

【イベントの開催についての要請】

全道域

人数上限 及び 収容率 (※1)

- 人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)
- 収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

特措法第24条第9項

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請内容

- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

※ 7月12日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 8月23日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

要請・
協力依頼
内容

- ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。
(特措法第24条第9項)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。

重点地域

要請内容

(日常生活において)

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

- ◆感染リスクを回避できない場合、不要不急※の外出や移動を控える。(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。特に発熱等の症状がある場合は、移動を控えてください。

※また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします

- ◆その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるなど慎重に行動する。(特措法第24条第9項)

【来札を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

- ◆来札を検討されている方は、基本的な感染防止対策を徹底し、その上で、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。(協力依頼)

※国では、夏休み期間中、羽田空港、伊丹空港等から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を行う予定

要請内容

(特に飲食の際は)

◆21時以降、飲食店等を利用しない。(特措法第24条第9項)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
(特措法第24条第9項)

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食 ～食事は静かに、会話はマスク～」の実践
(特措法第24条第9項)

対象施設

〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容

- ◆営業時間は、5時から21時まで。(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、11時から20時まで。(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
 - ・手指消毒設備の設置 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・施設の換気を行う
 - ・入場者の整理・誘導 ・事業を行う場所の消毒 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ
 - ・従業員への検査推奨 ・同一グループの入店は原則4人以内
 - ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) など
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する支援金】

中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

重点地域

人数上限 及び 収容率 (※1)

- 人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)
- 収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

特措法第24条第9項

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(協力依頼)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

※ 7月12日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 7月26日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

要請・
協力依頼
内容

- ◆**職場への出勤を抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を実施するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤やローテーション勤務、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)**
- ◆**業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)**
- ◆**休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)**
- ◆**感染防止対策が徹底されていない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)**
- ◆**大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)**
- ◆**主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、21時以降、夜間消灯する。(協力依頼)**

【学校への要請】

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は、休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。

スポーツ活動での感染リスクが高い場面

～ 過去の感染事例から ～

北海道環境生活部スポーツ局

Scene① 【飲食】

大会中の昼食時マスクをはずしての**会話**

〈気をつけること〉

- ☞ 食事中はなるべく会話をしない
- ☞ 身体的距離を十分とる
- ☞ 向かい合わせに座らない



Scene② 【更衣室】

せまい更衣室で大人数での**着替え**

〈気をつけること〉

- ☞ 窓を開けるなど十分な換気
- ☞ 密にならないように人数制限
- ☞ マスク着用、静かに着替え



Scene③ 【練習・試合中】

給水ボトルやタオルの**共用**

〈気をつけること〉

- ☞ マイボトル、マイタオル使用
- ☞ 応援は大声を出さない
- ☞ 休憩時のマスク着用



Scene④ 【宿泊・移動】

車中や部屋内でマスクをはずしての**会話、飲食**

〈気をつけること〉

- ☞ 車内、部屋内の換気
- ☞ 気が緩みがちになるのでマスク着用を徹底

